

電子取引データの保存制度

Q：2022年1月から電子取引データの保存制度が改正されるそうですが、どのような内容ですか。

A：電子保存要件の充足を

電子取引の証憑については、現行の出力した紙での保存が廃止され、電子保存が義務化されます。

1. 電子取引とは

電子取引の具体例としては、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引、インターネット上から取引情報をダウンロードする取引、EDI取引等があります。電子取引の取引情報には、注文書、契約書、送り状、領収書、見積書等が該当し、電子保存要件を満たす必要があります。

2. 電子取引データの保存要件

真実性や可視性を確保するために、以下の要件を満たす必要があります。

真実性	システム概要書類の備付け（自社開発プログラムの場合）	
	右のいずれか	発信者側で（又は受信者側で速やかに）タイムスタンプを付す
		データの訂正削除の記録が残る又は訂正削除不可のシステム利用 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け
検索性	検索機能の確保（取引年月日等の日付、取引金額、取引先による検索等）	
可視性	見読可能装置（ディスプレイ、プリンタ等）の備付け等	

3. 検索機能の確保

検索機能の確保要件を満たすためには、要件を満たしたシステムによる方法、又はシステムがない場合に以下の方法があります。

（1）システムがない場合の対応方法①

受領した請求書等データ（PDF）のファイル名に通し番号を付し、エクセル等により一覧表を作成して、検索機能の確保要件を満たす方法があります。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20220110	330,000	株・・・商事	請求書
②	20220115	2,200,000	株・・・建設	注文書

（2）システムがない場合の対応方法②

受領した請求書等データのファイル名に、「取引年月日等の日付」、「取引金額」、「取引先」を統一した順序で表示し、検索機能の確保要件を満たす方法があります。

- | |
|---|
| ①ファイル名を、例えば「20220110_株・・・商事_330,000」とし、 |
| ②「取引先別」や「各月別」等の任意のフォルダに保存する。 |

4. 対応策

①まずは社内の電子取引をもれなく把握し、②電子取引データの保存要件を満たす対応が必要です。

詳細は、国税庁HP等をご覧ください。

令和3年12月
税理士法人石井会計